

子育て支援の拡充を求める意見書

保育所等を利用する児童数は233万人(2015年4月1日時点)に達し、待機児童数は2万3,000人を超え5年ぶりの増加となった。また、学童保育の全国の利用児童数は101万7,000人超(2015年5月1日時点)となり、過去最多を更新した。

子ども・子育て、教育への投資を拡充し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働きながら子育てをする保護者の方々の要望に応え、子供たちの健やかな育ちの場を確保できるよう、政府は保育所や学童保育の量の拡大や質の改善のために十分な財源確保を進め、地域の子育て支援の充実を進めるべきである。

また、虐待を受けるなど厳しい家庭環境下にあり、個別の保護を必要としている子供たちに対しても手厚い公的保護を行うべきである。

子供たちが安心して育つことのできる社会の実現のためには、子供一人一人の状態や年齢に応じた適切な支援を行うことのできる環境整備が必要である。

よって、政府においては、子育て支援策の拡充のため、下記の項目を含む施策を早急に実施するよう要望する。

記

- 1 待機児童の解消及び地域の子ども・子育て支援を拡充するため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を進めること。
- 2 子育てを直接支援するとともに、待機児童の解消、仕事と育児の両立支援の充実のため、保育所・認定こども園・学童保育などを拡充すること。
- 3 質の高い幼児教育・保育等を実現するため、保護者や地域の実情に応じて、保育所定員の増員、放課後児童クラブなどの整備、職員の処遇や配置基準の改善等を進めること。
- 4 延長保育及び病児・病後児保育など多様な保育の提供に取り組むこと。
- 5 「貧困の世代間連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭への支援を拡充するなど、子供の貧困対策法に基づいた施策を行うこと。
- 6 虐待を受けた子供たちの保護や、その後の親子の立ち直りの支援など、虐待防止のための施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月24日